

## 指定工場に粉じんに係る施設を設置する際の留意事項

山口県公害防止条例の指定工場において、粉じんに係る施設を設置する際、手続の対象は以下のとおりです。

### 手続対象

### 手続対象外

山口県公害防止条例の「粉じんに係る特定施設」(条例施行規則別表第3)	大気汚染防止法の「一般粉じん発生施設」
<ol style="list-style-type: none"><li>木材・木製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ドラムバーカー ロ チッパー ハ 砕木機 ニ 帯のご盤 ホ 丸のご盤 ヘ 研磨機</li><li>のこくず又はチップの堆積場</li><li>鉱物又は土石の堆積場(面積300m<sup>2</sup>以上1,000m<sup>2</sup>未満)</li><li>金属製品製造業の用に供する研磨機</li><li>電気機械器具製造業の用に供する抵抗器製造施設のうち研削機</li></ol>	<ol style="list-style-type: none"><li>コークス炉</li><li>鉱物又は土石の堆積場(面積1,000m<sup>2</sup>以上)</li><li>ベルトコンベア及びバケットコンベア</li><li>破砕機及び磨砕機</li><li>ふるい</li></ol>

注)「鉱物又は土石の堆積場」以外の施設については、規模要件を省略して記載しています。

山口県公害防止条例(以下「条例」という。)の指定工場に設置する粉じんに係る施設には、規制基準の適用があり(条例第20条第1項)、条例施行規則別表第8の2の1の表の施設(同施行規則別表第3の施設(上表の左欄))を対象としています。(大気汚染防止法に規定される「一般粉じん発生施設」(上表の右欄)は条例の基準を適用しないため対象外です。)

※関係条文は裏面を参照してください。

## ○山口県公害防止条例

(規制基準)

第20条 指定工場に係る規制基準は、次に掲げる許容限度及び基準について規則で定める。

一 指定工場において排出し、浸透し、又は発生するばい煙の量、排出水若しくは地下浸透水の汚染状態(排出水にあつては、熱によるものを含む。以下同じ。)、騒音若しくは振動の大きさ又は悪臭物質の濃度についての許容限度

二 指定工場に設置される施設のうち、ばい煙等を排出し、飛散させ、又は発生する施設についての構造並びに使用及び管理に関する基準

(許可の基準等)

第23条 知事は、前条第1項の規定による許可の申請があつた場合において、その申請の内容が第20条第1項の規制基準に適合すると認めるときは、その許可をしなければならない。

## ○山口県公害防止条例施行規則

(指定工場に係る規制基準)

第九条 条例第20条第1項の規定による指定工場に係る規制基準は、別表第8のとおりとする。

別表第8

1 ばい煙の量、排出水若しくは地下浸透水の汚染状態、騒音の大きさ又は悪臭物質の濃度についての許容限度

(略)

2 ばい煙等を排出し、飛散させ、又は発生する施設についての構造並びに使用及び管理に関する基準

一 粉じん

区分	施設の種類	構造並びに使用及び管理に関する基準
1	別表第3の1の項に掲げる施設	次の各号の一に該当すること。 一 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 二 フード及び集じん機が設置されていること。 三 散水設置によつて散水が行われていること。 四 防じんカバーで覆われていること。 五 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
2	別表第3の2の項及び3の項に掲げる施設	粉じんが飛散するおそれのあるのこくず、チツプ、鉬物(コークスを含む。)又は土石を堆積する場合は、次の各号の一に該当すること。 一 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 二 散水設備によつて散水が行われていること。 三 防じんカバーで覆われていること。 四 薬液の散布又は表層の締固めが行われていること。 五 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
3	別表第3の4の項及び5の項に掲げる施設	次の各号の一に該当すること。 一 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 二 フード及び集じん機が設置されていること。 三 前二号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。

二 (略)

※別表第3については、表面のとおり